

令和8年度 渡航費助成申請 〈不妊治療〉

宮古島市に住民登録があり、市外の医療機関で不妊治療を行っている夫婦
(事実上の婚姻関係にある者を含む)に対し、経済的負担軽減のため渡航費の一部を助成します

1. 助成対象者 不妊治療を行っている夫婦（事実上の婚姻関係にある者を含む）

治療がある場合のみ、夫婦どちらの申請も可

2. 申請方法

治療期間終了日から6ヶ月以内までに、必要書類を整えて健康増進課にて申請してください

申請できるのは、治療期間内の渡航で1年以内の通院が対象です。

申請時には、印鑑（シャチハタ不可）をお持ちいただくようお願いいたします

申請書類は宮古島市ホームページからもダウンロードできます

❀ 申請期間

令和9年1月29日(金) まで

治療期間が申請期間を過ぎる場合は
令和9年度に申請可能です！

治療期間終了日から6ヶ月以内に申請してください

3. 助成金額 ※申請回数に制限はありません

①航空運賃

1人1往復あたり上限額・・・13,000円（片道あたり6,500円）

→航空運賃が13,000円に満たない場合は、実際にかかった費用の助成となります

なお、マイレージやクーポンを利用の場合の航空運賃、発券手数料は助成対象外

②宿泊費

1人1泊あたりの上限額・・・8,000円 ※1往復2泊まで

→宿泊費が8,000円に満たない場合は、実際にかかった費用の助成となります

なお、治療の都合により宿泊が必要であると認められる場合に限りま



必要書類 ※詳細は裏面をご確認ください

- ① 意見書（医師記入）※1クールごとに提出（例：採卵～胚移植）
- ② 申請書 ※日付、航空路線、宿泊の記入欄は空欄のまま提出してください
- ③ 請求書 ※日付、請求額の記入欄は空欄のまま提出してください
- ④ 航空券領収書&搭乗券（ご搭乗案内）または搭乗証明書のセット
※領収書の宛名が会社名等の申請者以外になっているものは申請不可
※どちらか一方のみでは申請不可のため必ずセットでお持ちください
搭乗券をなくされた場合は「搭乗証明書」の発行をお願いします
- ⑤ 病院の診療明細書&診療領収書のセット◎1年以内の通院が対象です。
※宿泊がある方は、受診の予約時間・終了時間がわかるものをお持ちください
- ⑥ 宿泊施設の領収書（該当する方のみ）
※治療にかかる宿泊が対象です
通院時間の証明や窓口での聞き取り等で判断いたします
- ⑦ 振込先通帳の写し
- ⑧ 印鑑 ※シャチハタ不可

詳細はお問い合わせください☺

宮古島市健康増進課（市役所1階）

TEL：0980-73-1978

令和8年度 渡航費助成申請

🌸 必要書類の詳細

①医師の意見書（様式第3号）※1 クール（例：排卵～胚移植）ごとに提出

- ・消えるペンは使用しないこと

②航空運賃助成申請書（様式第1号）、③航空運賃助成請求書（様式第2号）

- ・夫婦どちらでも申請は可能です
ただし、申請者、請求者、口座名義人はすべて同一である必要があります

④航空券領収書&搭乗券（ご搭乗案内）または搭乗証明書のセット

- ・搭乗者名・搭乗日・区間・運賃を証明できる書類
- ・搭乗券を破棄した場合は搭乗証明書でも可
- ・eチケットのみでの申請は不可となります
- ・航空券の変更があった場合は、変更が確認できる書類等の提出をお願いします

◎台風時等、航空機が欠航した場合は、欠航を証明する書類等の提出が必要です



⑤病院の診療領収書&診療明細書のセット◎1年以内の通院が対象です。

- ・高額医療費に該当する場合等、支払いが0円になり領収書が発行されない場合は、診療日の確認が必要となるため診療明細等の確認できるものを発行してもらってください

◎宿泊がある場合は、受診日の予約日時がわかる領収書か明細書を発行してもらってください

記入がない場合は会計時に、予約時間・終了時間、事務受付者のサインの記入をもらって提出していただくか、診察予約票の写しをご提出ください

⑥宿泊施設の領収書（該当する方のみ）

- ・複数泊している場合には、宿泊期間・人数・1泊の金額がわかるものを提出してください
- ・クーポンやポイント利用分は対象外です

⑦振込先通帳の写し

⑧印鑑（認め印可）

- ・朱肉を使うもの ※シャチハタ不可

🌸 よくある質問Q&A

Q1. 内縁関係でも助成を受けることはできますか？

A. 重婚がない場合のみ、内縁関係にある方も助成の対象となります
お二人の戸籍の確認が必要となるため確認できる書類をご提出ください

Q2. 意見書の「治療期間」の記載について注意点はありますか？

A. 意見書の治療期間について「現在治療中」と記載された場合、申請できません
必ず「終了日」までをご記入ください（治療期間の判断は医師によるものとなります）

Q3. 夫も一緒に渡航する場合、どのような書類が必要ですか？

A. 渡航費の助成は夫婦どちらも申請可能です
ただし、旦那様が同行する場合は、旦那様の診療領収書と明細書のセットも必要となります
奥様の領収書・明細書とあわせて病院側に発行してもらい、申請時に提出してください

Q4. 台風のため航空機が欠航し予期せぬ宿泊があった場合、助成対象となりますか？

A. 全ての宿泊が対象になるかどうかは窓口での聞き取りで判断しております
航空会社が発行している「欠航・遅延証明書」などの欠航を証明できる書類の提出が必要となります

Q5. 航空機が満席のため搭乗できず宿泊をした。提出すべき必要書類はありますか？

A. はい、満席が証明できる書類等の提出をお願いします